

ポイント

注意したい質問 WHY

「WHY」(なぜ)は、その使用に当たって十分注意する必要があります。なぜなら、このような質問の仕方は、結果として相談者を追及することになるおそれがあるからです。

例: 「なぜそのようなことをしたのですか・・・。」

このような質問の場合、その質問の意図が単に事実を確認するためのものであっても、相談者は自分が非難されていると受け止めてしまうことがあります。

質問 : 「なぜそのようなことをしたのですか・・・。」



受け止め: 「なぜそのようなことをしてしまったのですか。」

(非難のニュアンスが含まれる)

対応の過程で、このような質問をせざるを得ない場合は、場面やタイミング、ニュアンス等に十分注意して質問を行うようにしましょう。たとえば「何かわけがあったのでしょうか」など。

⑥ 相談員自身のケア（バーンアウトの防止）

犯罪被害者等の辛い体験を聞くことにより、相談員自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる。
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる。
- ・ 自分が無力だと感じる。
- ・ 頭痛・肩こり・耳鳴り・不眠など身体に不調が出る。 など

その結果、当該事件へ過度に感情が入ったり、逆に事務的な対応になってしまったりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、相談員は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者支援等に携わる必要があります。

ポイント

対応方法の例

- ・ 相談員同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら(組織または行政)の限界を再認識する。
- ・ 仕事とそれ以外(自分の生活)とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

(3) 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●: 原則すべての人が対象となる支援等 ★: 対象要件がある支援等



① 殺人等遺族への対応

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害が大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行うときには、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町にそれを提出して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(紹介先)

警察署（P.88）、市町（P.81・86）

★司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(紹介先)

警察署（P.88）

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(紹介先)

市町 (P.81・86)、社会保険事務所 (P.94)、勤務先庶務担当

●遺産相続等

被害者が亡くなつてから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(申告先) (相談先)

税務署 (P.94) 滋賀弁護士会 (P.83)、司法書士会 (P.95)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(紹介先)

警察署・警察本部警察県民センター (P.88)

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた子（18 歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

(紹介先)

市町 (P.81・86)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(紹介先)

社会保険事務所 (P.94)、共済組合、勤務先庶務担当

母子家庭、父子家庭となった場合には各種支援制度があります。

★母子福祉施策等

母子家庭の母、父子家庭の父に就職や家事等についての支援を行う制度があります。

(紹介先)

福祉事務所 (P.90)

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

被害者遺児等に奨学金または学費が給与されるほか、生活指導や相談も受けられます。

(紹介先)

財団法人犯罪被害救援基金 (P.95)、警察署 (P.88)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→ (P.57、Q&A 26 参照)

② 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合が多く、PTSD や適応障害、うつ病等になる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査または立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。ただし、警察に届け出た後に受診すると公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には公費で負担できないことがあります。

(紹介先)

警察署 (P.88)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→ (P.54、Q&A 21 参照)

重傷病障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や後遺障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(紹介先)

警察署・警察本部警察県民センター (P.88)

★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

(紹介先)

市町 (P.81・86)

★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人または保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(紹介先)

市町 (P.81・86)



★障害者控除

本人または扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(紹介先)

税務署 (P.94)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障害の状態となつたときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(紹介先)

市町 (P.81・86)

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障害の状態となつたときに支給されます。

(紹介先)

社会保険事務所 (P.94)、共済組合、勤務先庶務担当

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(紹介先)

市町 (P.81・86)、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

(紹介先)

市町 (P.81・86)

★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(紹介先)

市町 (P.81・86)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(紹介先)

警察署・警察本部組織犯罪対策課 (P.88)、暴力追放推進センター (P.85)

③ 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故だけをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(紹介先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談することが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくと、相談がスムーズに進む場合があります。

(紹介先)

県立交通事故相談所（P.84）、(独)自動車事故対策機構滋賀支所（P.95）

(参考)

- (財)日弁連交通事故相談センター滋賀相談所（P.95）、
- (財)交通事故紛争処理センター大阪支部（P.95）、
- 滋賀県交通安全活動推進センター（P.95）、
- (社)日本損害保険協会大津相談センター（P.95）、
- (財)自賠責保険・共済紛争処理機構（P.95）



経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

ただし、加害車両が自転車のように、自賠責保険の契約ができるものは除外されます。

(紹介先)

損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人または重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(紹介先)

(財)交通遺児育英会 (P.95)

★交通遺児奨学金給付制度

滋賀県在住で父または母、もしくは両親を交通事故により亡くされた 18 歳以下の交通遺児に奨学金、新入学給付金、学年進級支援金が給付されます。

(紹介先)

(財)おりづる会 (P.95)

★交通遺児育成基金制度

自動車事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(紹介先)

(財)交通遺児育成基金 (P.95)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(紹介先)

(独)自動車事故対策機構滋賀支所 (P.95)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(紹介先)

(財)自動車事故被害者援護財団 (P.95)